

「機種購入サポート」提供条件書

「機種購入サポート」（以下「本プログラム」といいます。）は、当社が指定する機種（以下「対象機種」といいます。）及び指定料金プラン等の必要利用期間（第5条（本プログラムの解除料）第1項に定義します。以下同じ。）における継続的な利用等を条件として、対象機種の販売価格から当社指定の金額を割引するプログラムです。

「機種購入サポート」提供条件書（以下「本提供条件書」といいます。）は、本プログラムを利用する全てのお客さまに適用されます。お客さまは、本提供条件書に同意した上で、遵守して利用することが必要であり、本提供条件書に同意することができない場合は、利用いただけません。

第1条（プログラム期間）

本プログラムの実施期間（以下「プログラム期間」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

プログラム期間
2019年7月17日～終了時期未定

※終了時期は、確定次第、当社ホームページ

[\(https://www.softbank.jp/mobile/campaigns/list/kisyukonyu-support/\)](https://www.softbank.jp/mobile/campaigns/list/kisyukonyu-support/) でご案内します。

第2条（適用条件）

本プログラムは、次の各号に掲げる条件を全て満たすお客さまを対象とします。

- (1) プログラム期間中に、本プログラムにお申し込みの上、新スーパーボーナス契約で対象機種を購入すること
- (2) 本プログラムにお申し込みの時点において、次の条件をいずれも満たしていること
 - ① 通話基本プランの2年契約^{※1}、2年契約（フリープラン）^{※2}又はハートフレンド割引に既に加入していること、又は新たに加入すること
 - ※1 2年契約は、適用開始日から翌請求月末までを1ヵ月目とする2年単位での割引サービスとなります（自動更新）。更新月（契約期間満了日の属する請求月、翌請求月及び翌々請求月）以外の解約などには契約解除料（税抜9,500円）がかかります。また、更新月に解約などされた場合、2年契約の割引は前請求月までの適用となり、当該請求月は割引が適用されません。
 - ※2 2年契約（フリープラン）は、適用開始日から翌請求月末までを1ヵ月目として23ヵ月以内に解約などされた場合には契約解除料（税抜9,500円）がかかります。24ヵ月以降の解約などには契約解除料は発生しません。また、契約解除料が発生する期間の経過後に解約などされた場合、2年契約（フリープラン）の割引は前請求月までの適用となり、当該請求月は割引が適用されません。
 - ② データ定額 50GB プラス又はデータ定額 50GB プラス（データシェアプラス）に既に加入していること、又は新たに加入すること
- (3) 個人名義によるご契約であること

第3条（本プログラムの内容）

本プログラムの内容は、次の各号に掲げるとおりです。

- (1) 内容

対象機種の販売価格から、当社指定の金額を割引します。
- (2) 対象機種

当社ホームページに定めます。

※ 対象機種は、プログラム期間中、追加、除外その他変更される場合があります。
- (3) 割引金額

対象機種の種類、契約種別その他の条件によって、第1号に基づき割引される金額（以下「割引金額」といいます。）は異なります。**割引金額は、当社ホームページ又はソフトバンク取扱店にてご確認ください。**

※ 割引金額は、プログラム期間中、減額その他変更される場合があります。

第4条（契約の成立）

「機種購入サポート」提供条件書
更新日：2019年8月21日
ソフトバンク株式会社

1. 第2条（適用条件）に従いお客さまが本プログラムに申し込み、当社がお客さまからの申し込みを承諾した場合は、当社とお客さまとの間で、本提供条件書に基づく本プログラムの利用契約（以下「本購入サポート契約」といいます。）が成立するものとします。
2. 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、本プログラムの申し込みを承諾せず、又は承諾を撤回することができるものとします。
 - (1) 本提供条件書に同意しない場合
 - (2) 本提供条件書に違反し、又は違反する恐れがある場合
 - (3) 対象機種ご購入代金その他本購入サポート契約に基づくお客さまの債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (4) 本プログラムの申し込み内容に虚偽又は事実と反する記載等がある場合
 - (5) 必要利用期間について、対象機種を利用し続ける意思がないと当社が判断する場合
 - (6) 当社又はソフトバンク取扱店の営業を妨害し、又は妨害するおそれがある場合
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障がある場合

第5条（本プログラムの解除料）

1. 「必要利用期間」とは、本購入サポート契約の成立日から下表に掲げる日までの期間をいうものとします。

必要利用期間
対象機種ご購入日から起算して12ヵ月後の日が属する請求月末 [※] まで

※ 請求月は、当社とお客さまとの間の3G通信サービス契約約款又は4G通信サービス契約約款に基づく回線契約（以下「回線契約」といいます。）に係る通信料金のお支払いの請求締日によって異なります。お客さまの請求締日は、「My SoftBank」及び「請求通知メール」から確認することができます。

2. 当社は、前項の必要利用期間中に、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合は、これらに該当した時点で、本購入サポート契約を催告等することなく解除します。
 - (1) データ定額 50GB プラス又はデータ定額 50GB プラス（データシェアプラス）を解除、変更[※]その他の理由により終了した場合

※ データ定額 50GB プラスとデータ定額 50GB プラス（データシェアプラス）との間の変更の場合は、解除されません。
 - (2) 機種変更をした場合
 - (3) 当社とお客さまとの間の回線契約を解約その他の理由により終了した場合
3. 当社は、お客さまが本購入サポート契約に違反した場合、催告等することなく、本購入サポート契約を解除することができるものとします。
4. お客さまは、必要利用期間中に、前二項に基づき本購入サポート契約が解除された場合、本プログラムに基づく割引金額の一部に相当する**当社が指定する金額（以下「プログラム解除料」といいます。）を、当社に支払わなければならないものとします。**なお、プログラム解除料は、解除日の属する請求月の通信料金に合算して請求するものとします。
5. 前項に規定するプログラム解除料の金額は、本購入サポート契約の締結時に交付される書面（電磁的記録を含みます。）、当社ホームページ又は対象機種を購入したソフトバンク取扱店にてご確認ください。
6. お客さまは、通話基本プランの2年契約又は2年契約（フリープラン）の契約解除料（税抜9,500円）の適用条件に該当する場合、第4項に規定するプログラム解除料とは別に、2年契約又は2年契約（フリープラン）の契約解除料（税抜9,500円）を支払うことが必要です。
7. 「電話番号・メールアドレスお預かりサービス」に加入中の期間は、必要利用期間に算定しません。お客さまが「電話番号・メールアドレスお預かりサービス」を解約その他の理由で終了した場合、必要利用期間の残余期間が再開され、当該期間内に第2項各号の要件を満たす場合は、同項に基づき本購入サポート契約は解除されます。

第6条（遅延損害金）

お客さまは、プログラム解除料その他本購入サポート契約に基づき負担する債務の支払いを遅延した場合は、支払期
「機種購入サポート」提供条件書
更新日：2019年8月21日
ソフトバンク株式会社

日の翌日から支払日に至るまで、遅延した金額に対し、年 14.6%の割合を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとし、

第 7 条（注意事項）

1. お客さまが購入する対象機種の販売価格が割引金額に満たない場合、本プログラムを利用することはできません。
2. 本プログラムに基づき対象機種を購入した場合、購入日から 100 日間は、SIM ロック解除の手続きを行うことができません。
3. 第 5 条（本プログラムの解除料）の規定は、お客さまが購入した対象機種について、火災、洪水、地震等の天変地異、盗難、滅失、毀損、紛失その他対象機種を使用することができなくなった理由を問わず適用されるものとし、

第 8 条（変更・廃止）

本プログラムは、何らかの理由により内容を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、変更後の内容がお客さまの権利関係に重大な影響を与える場合又は本プログラムを廃止する場合は、後述する本提供条件書の変更方法と同等の方法により事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。

第 9 条（禁止行為）

お客さまは、本プログラム又は本購入サポート契約に関し、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令、行政機関の定めるガイドライン又は公序良俗に違反する行為
- (2) 当社又は第三者の営業妨害若しくは名誉棄損する行為、その他不利益を与える行為
- (3) 当社又は第三者の財産権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
- (4) 本プログラムを営利目的で使用する行為その他不正の目的をもって利用する行為
- (5) その他、当社が合理的理由に基づき不適切と判断する行為

第 10 条（責任の制限）

本プログラム又は本購入サポート契約に関連して発生したお客さまの損害について、当社の過失（重過失を除きます。）により当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、損害を被った月の 1 か月分の賦払金、分割支払金又は通信料金債権のいずれか少ない金額を上限として、直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切の損害（付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害及び拡大損害を含みます。）については、その予見可能性の有無を問わず賠償の責任を負わないものとします。

第 11 条（譲渡禁止）

お客さまは、当社が承諾した場合を除いて、本購入サポート契約上の地位及び本購入サポート契約に関する権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供する等一切の処分を行ってはなりません。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

お客さまは、当社に対し、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。

- (1) 自らが反社会的勢力（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。以下同じ。）に該当しないこと
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
- (3) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

「機種購入サポート」提供条件書
更新日：2019 年 8 月 21 日
ソフトバンク株式会社

第 13 条（提供条件書の変更）

1. 当社は、本提供条件書の内容を変更することがあります。この場合には、本プログラムの提供条件は、変更後の提供条件書の内容によります。
2. 本提供条件書の内容を変更する場合、当社ホームページ（<http://www.softbank.jp>）に掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号及びその他文字等によるメッセージをいいます。）を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。
3. 最新の提供条件書は、当社ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。
4. 本購入サポート契約に関し、提供条件書記載事項以外の部分については、個別信用購入あっせん約款及び個品割賦購入約款の規定を適用します。なお、これらの約款と本提供条件書の内容が矛盾又は抵触した場合は、本提供条件書の内容が優先的に適用されるものとします。

第 14 条（準拠法）

本購入サポート契約の準拠法は、日本国法とします。

第 15 条（裁判管轄）

本プログラム又は本購入サポート契約に関して、当社とお客さまとの間で発生した一切の訴訟は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

更新履歴

2019年7月17日 作成

2019年8月21日 更新